

「給付算定基礎額残高通知書」の送付について

この通知書は、あなたの年金払い退職給付の給付算定基礎額残高等に関する各情報をお知らせするものです。

組合員の方には毎年、すでに退職されている方には、退職及び節目年齢(35歳、45歳、59歳、63歳)の翌年度に送付します。

※ この通知は、作成時点において登録済の標準報酬月額等の情報をもとに作成しています。

そのため、登録の時期などにより、最新の情報となっていない場合がありますのでご了承ください。

(将来の年金額に影響するものではありません。)

年金払い退職給付について

年金払い退職給付制度は、被用者年金制度の一元化に伴い、民間の企業年金に相当する労使折半の年金として、平成27年10月1日から創設されました。

1. 積立時

平成27年10月以後の毎月の標準報酬月額及び標準期末手当等の額をもとに算出した付与額を積み立てます。また、これに利息を合計した額を「給付算定基礎額」といいます。

2. 年金受取時

ア 給付算定基礎額をもとに、年金額を算定します。

イ 年金払い退職給付に係る年金(退職年金)は、半分が有期年金、半分が終身年金となっています。

ウ 有期年金の受給期間は、原則20年ですが、10年または一時金での受給も選択可能です。

エ 原則として65歳からの受給ですが、60歳から繰上げ、または75歳まで繰下げて受給することもできます。

年金記録の電子交付(マイナ手続きポータル)のご案内

公務員共済期間に係る年金記録(年金加入記録、年金見込額、給付算定基礎額残高等)について、前月末までの状況をご覧ください。

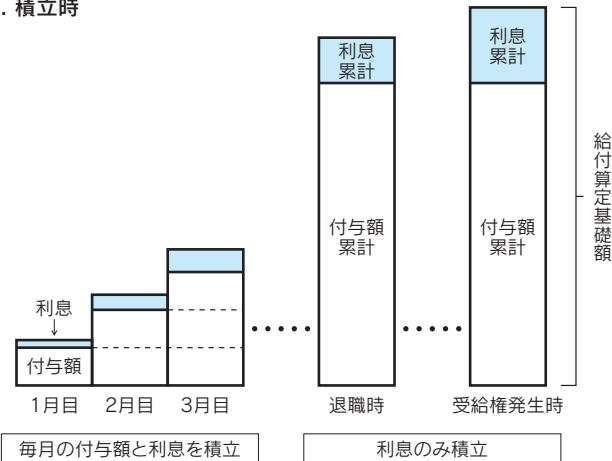
当組合ホームページ(<https://www.chikyosai.or.jp/>)

または、右の二次元コードよりアクセスしてください。

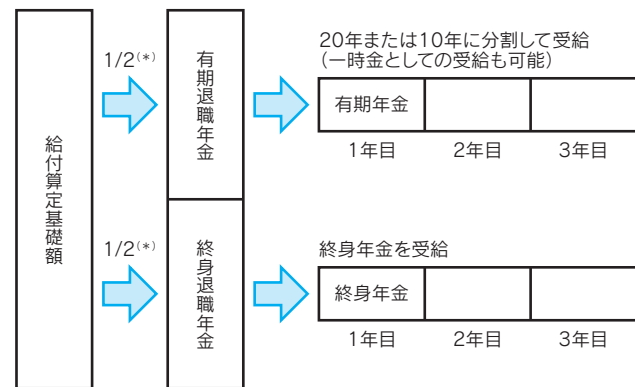


積立時と年金受取時のイメージ

1. 積立時



2. 年金受取時



* 組合員期間が10年に満たない場合は、1/4を乗じた額になります。
(注) 将来、年金払い退職給付を請求する際には退職所得の「源泉徴収票」が必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

<参考> 受給権発生(65歳)時点の年金額

1. 有期退職年金の額(年額)

(1) 20年または10年で受給する場合

$$\text{給付算定基礎額} \textcircled{9} \times 1/2 \textcircled{※1} \div \text{有期年金現価率} \textcircled{※2}$$

(2) 一時金で受給する場合

$$\text{給付算定基礎額} \textcircled{9} \times 1/2 \textcircled{※1}$$

2. 終身退職年金の額(年額)

$$\text{給付算定基礎額} \textcircled{9} \times 1/2 \textcircled{※1} \div \text{終身年金現価率} \textcircled{※3}$$

※1 組合員期間(平成27年9月以前の期間を含みます。)が10年未満の場合は1/4になります。

※2 有期年金現価率は、支給残月数に応じて定められます^(注)。

<参考> 受給権発生時点の有期年金現価率

・20年で受給する場合…19.485332

・10年で受給する場合…9.869149

※3 終身年金現価率は、年齢に応じて定められます^(注)。

<参考> 65歳時点の終身年金現価率…23.129448

(60歳…27.162255 75歳…15.213114)

(注) ※2及び※3の現価率は、令和6年10月～令和7年9月の率であり、毎年10月に改定されます。

年金額の算出に用いる現価率は毎年10月に見直されるため、将来における年金見込額を算出することができません。